

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令案に  
対して寄せられた御意見について

平成23年10月7日  
厚生労働省社会・援護局  
福祉基盤課

厚生労働省では、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令案について、平成23年8月10日（水）から平成23年9月9日（金）まで御意見を募集したところ計116件の御意見を頂きました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見は、適宜集約して掲載しております。御意見をお寄せいただきました皆様にお礼申し上げます。

番号	御意見の概要	御意見に関する考え方
1	昨今の介護人材の不足を考えると、医師や看護師だけでは要介護高齢者が求めるケアを十分に提供することができないと思われる。また、介護職員がたんの吸引等を実施するためには、医療的な知識を身に付けた上で行為を実施する必要があるため、今回の制度化に賛同する。 (他4件)	ご意見として賜われます。新たな制度下においても引き続き介護サービスの質の向上に努めてまいります。
2	介護職は業務多忙であり、さらにたんの吸引等の業務が課せられた場合、安全面で支障が出てくる恐れもあり、介護職員の負担増につながるものと思われる。介護職の医行為はあくまでも看護職が不在時に行うものとして常態化することがないよう	介護職員が喀痰吸引等行為を実施するにあたっては、当該業務に従事する介護職員に対し、研修を通じて必要な知識及び技術を修得することとしています。また、喀痰吸引等行為が適正かつ安全に行われるよう、医療従事者と介護職員の連携及び役割分担を図ること、対象者ごとに計画書を作成

	<p>指導すべき。</p> <p>また、在宅等においては介護福祉士有資格者に限定するなど認定者を拡大しないようにすべきではないか。(他9件)</p>	<p>すること、を登録事業者の要件として定めています。</p>
3	<p>・「気管カニューレ内への吸引」など、試行事業においても実施ケース数が少なく、介護職員が行うにはリスクが高い医行為が含まれているのは問題ではないか。(他1件)</p> <p>・日々の業務を行いながら、50時間もの長時間講習を受けさせることは難しく、事業所への負担も大きい。また、演習、実地研修の回数は現在の案は多く、修了までにかかる時間を考えると現実的でない。(他19件)</p> <p>・現在定められている研修時間では、技術や問題発生時の対処法など必要な知識を学べないものと思われるため、研修時間を増やす必要がある。(他1件)</p>	<p>今回の制度では、医療行為の安全性を確保するため、基本研修の内容や行為種別ごとの演習、実地研修の回数を、昨年度から実施した試行事業の結果等を踏まえ設定し、関係者による検討会を経て決定したものです。</p> <p>また、医療従事者による修得度の判定、医師の管理下での実地研修の実施など、「試行事業」を踏まえた取組みを導入しているところであり、ご指摘の点についてはご意見として賜ります。</p>
4	<p>安全確保の観点から、ヒヤリ・ハットの収集や分析など安全評価の方法を取り決めることが必要。(他2件)</p>	<p>事業所の登録基準として、安全確保のための体制を確保することを義務付けております。</p> <p>ヒヤリ・ハット事例の蓄積、分析を行うための体制を確保すること等、各事業所における安全確保体制の具体的内容については、通知でお示しする予定です。</p>
5	<p>研修については、国が主体的に研修受託機関や研修システムを確保し、研修を受ける機会の拡充や都道府県での格差が生じないようにすべき。(他5件)</p>	<p>今年度は国の事業として、指導者講習等を実施し、その指導者が都道府県において介護職員の研修を行うこととしております。</p>

6	<p>登録事業者となる施設や事業所の管理責任を明確にすべき。</p>	<p>登録事業所となる要件として、医療従事者との連携確保や安全確保のための体制の確保を義務付けております。</p>
7	<p>喀痰吸引等の行為は「医師の指示の下に行われる」ことを徹底すべきであり、医療関係者への周知を徹底していただきたい。一方で、在宅現場は施設と比較して人材不足が著しいため、在宅での展開についてはきめ細やかな配慮が必要。</p> <p>また、介護職員が医行為を行うにあたりOJT研修を充実させることが必要。(他6件)</p>	<p>施設のみならず在宅においても、医師・看護師等の医療関係者が対象者を中心としたケアカンファレンス体制等を構築するなど、適切かつ安全な喀痰吸引等の提供体制が確保されるよう、通知等において連携方法等をお示しする予定です。</p> <p>各事業所においては、安全確保に関する研修体制の整備等を登録要件として定めており、また、業務に応じた実践的な研修を職員に対して実施することを通知でお示しする予定です。</p>
8	<p>福祉系高校や介護福祉士養成校に現在課せられているカリキュラムに、さらに医療的ケアの講義や実地研修を行うことは時間的に難しいものがある。介護職員等によるたんの吸引等は現場に就職してから経験を積んで実施すればよいと思われる。(他5件)</p>	<p>講義については養成課程の中で実施頂く必要がありますが、実地研修については、実施に伴う負担等も考慮し、登録事業所に就職後実施できる制度としております。</p>
9	<p>特定の者の研修時間は9時間とされているが、これに比べ不特定の者の研修は長すぎるのではないか。また、特定の者の研修時間は9時間とされているが、これは新規利用者が入所する度に受講する必要があるのか。(他1件)</p>	<p>不特定多数の者の研修及び特定の者の研修の研修カリキュラムはいずれも試行事業の結果等を踏まえ設定し、関係者による検討会を経て決定したものです。</p> <p>また、特定の者の研修については、新たな対象者に対し、喀痰吸引等を行う必要がある場合や、同一の対象者であっても新たに別の喀痰吸引等の行為を行う必要が生じた場合などについては、基本研修を免除し、当該行為</p>

		<p>の実地研修のみの受講で認定が可能となるよう検討してまいります。</p>
10	<p>関係団体の準備や都道府県の登録事務作業を考え、現行のヘルパーのたんの吸引の通知を廃止せずに延長してほしい。(他2件)</p>	<p>本制度の施行後には、基本的には実質的違法性阻却による運用は解消されるものと考えていますが、具体的な取扱いについては、関係者のご意見をお聞きしながら検討してまいります。</p>
11	<p>たんの吸引や経管栄養以外の医療的ケアについても、対象にしていきたい。また、たんの吸引と経管栄養以外の医療的ケアはグレーゾーンなので、利用者がヘルパーにお願いする場合については、市町村が制限をかけないように国に指導をして頂きたい。(他4件)</p>	<p>喀痰吸引等の範囲の拡大については、本制度の施行状況、現場のニーズや実態等を踏まえながら、必要に応じ、関係者を含めた議論を経て判断することとしております。</p> <p>また、介護現場等において実施されている個々の行為が医行為に該当するか否かについては、その様態(緊急性など)に応じて個別具体的に判断される場合があるものと考えており、今回の制度化後も、この考え方に変更はありません。</p>
12	<p>経過措置について、「必要な知識・技能を有していることを証明する書類」は「第三者(施設長、学校長等の責任者)」が出すこととなっている。本人に対するケアが適切にできるかどうかの「証明」は当事者・家族もできる取扱いとしていただきたい。(他1件)</p>	<p>経過措置対象者が、喀痰吸引等を行っている場合については、対象者の同意を前提としていると考えられることから、「必要な知識・技能を有していることを証明する書類」は施設長、学校長等の第三者が証明することとしています。</p>
13	<p>家族支援の観点から、障害児の訪問介護においても医療的ケアが実施されることが望ましく、主治医との細かな連携も含めた対応が可能となる体制を望む。(他1件)</p>	<p>登録事業所においては、安全性確保措置として、医師、看護師等の医療関係者を含む委員会の設置その他の安全確保のための体制の確保、研修の実施が登録基準として求められています。</p>
14	<p>各学校現場において子どもと直接関わる職員もケアを実施で</p>	<p>今回の制度では、介護の業務に従事する者のうち、認定特定行為業務従事</p>

	きるようにすべき。(他2件)	者認定証の交付を受けている者は、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為を行うことを業とすることができるとされているところです。
15	障害児は、状況の判断に医学的なものが求められることも多く、介護現場においても原則として医療職を配置すべきであり、配置されない場合は連携方法についても明確にし、安全性を確保すべき。	今回の制度では、認定特定行為業務従事者が、特定行為を行うに当たっては、医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されなければならないとしています。 また、登録事業所においては、安全担保措置として、医師、看護師等の医療関係者を含む委員会の設置その他の安全確保のための体制の確保、研修の実施が、登録基準として求められています。
16	特別支援学校の教職員については、これまでどおり、特定の者に対する医療的ケアを実施できることとして、不特定多数への実施を可能とすべきでない。	研修については3類型を設け、各業務の必要性に応じて選択できるものとします。
17	その他、事実関係に関するご質問等カリキュラムについて(35件)	お寄せいただいたご質問に関しましては、今後の施策の参考とさせていただきます。